

京司発第22-192号  
令和4年7月27日

各位

京都司法書士会  
会長 山本拓生

### 会員の退会について（お知らせ）

当会に所属していた以下の会員は、令和4年7月20日、当会会則規定により退会したものとみなされました。

会員資格を喪失いたしましたので、司法書士と称することは認められず、同日以降司法書士業務を行うことはできません。

### 記

会員氏名 高明和（コ ミョンファ）  
登録番号 1051  
事務所所在地 京都市右京区西院西三蔵町15番地2 アソシエビル202  
事務所の名称 錦司法書士事務所

以上